

## 東海市条例第21号

### 東海市税条例の一部を改正する条例

東海市税条例（昭和44年東海市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第33条の7第1項中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人（その主たる事務所を県内に有するものに限る。）に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

第49条第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第49条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第54条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第66条第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第66条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第80条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は使用する軽自動車等が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、種別割を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第80条第3項中「においては」を「には」に改める。

第81条の見出し中「身体障害者等」を「身体障がい者等」に改め、同条第1項第1号中「身体障害を」を「身体障がいを」に、「「身体障害者」」を「「身体障がい者」」に、「知的障害若しくは精神障害」を「知的障がい若しくは精神障がい」に、「知的障害者等」を「知的障がい者等」に、「身体障害者等」を「身体障がい者等」に改め、

同号ア中「身体障害者等」を「身体障がい者等」に改め、同号イ中「身体障害者の」を「身体障がい者の」に、「障害を」を「障がいを」に、「重度身体障害者」を「重度身体障がい者」に、「知的障害者等」を「知的障がい者等」に改め、同号ウ中「身体障害者等」を「身体障がい者等」に、「重度身体障害者」を「重度身体障がい者」に、「知的障害者等」を「知的障がい者等」に改め、同項第2号中「身体障害者等」を「身体障がい者等」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する軽自動車等が前項第1号に該当することが明らかであり、かつ、種別割を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第81条第2項第1号中「重度身体障害者」を「重度身体障がい者」に、「知的障害者等」を「知的障がい者等」に改め、同項第2号及び第3号中「身体障害者等」を「身体障がい者等」に改め、同項第4号中「障害名及び障害」を「障がい名及び障がい」に改め、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する軽自動車等が第1項第2号に該当することが明らかであり、かつ、種別割を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第118条の9第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りではない。

第118条の9第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第3条の3の2を削る。

附則第3条の4の次に次の1条を加える。

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第3条の5 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、次項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び第3項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる

る。この場合において、第33条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の個人の市民税に関するこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項の規定は、令和6年度分の第35条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

3 所得割の納税義務者が第1項の規定の適用を受けた場合において、第33条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちその者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の個人の市民税に関するこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

附則第4条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第5条の4の次に次の5条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第5条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条第1項並びに附則第5条の7第1項及び第3項において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第33条の3、第33条の6から第33条の9まで、附則第3条の4第2項、附則第5条第1項、附則第5条の3の2第1項、前条及び附則第6条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第33条の7第2項、第45条の5第1項及び前条の規定の適用については、第33条の7第2項及び前条中「附則第5条の

6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び附則第5条の8第6項」と、第45条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第5条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第5条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第5条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税額、普通徴収に係る個人の県民税額及び普通徴収に係る森林環境税額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第39条第1項に規定する第1期の納期（以下この条及び次条第1項において「第1期納期」という。）についてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する額とし、その他のそれぞれの納期についてはその者の分割金額に相当する額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、第1期納期については零とし、第39条

第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）についてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する額とし、第39条第1項に規定する第3期の納期（次号及び第4号において「第3期納期」という。）及び同項に規定する第4期の納期（次号及び第4号において「第4期納期」という。）についてはその者の分割金額に相当する額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期については零とし、第3期納期についてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する額とし、第4期納期についてはその者の分割金額に相当する額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、第1期納期、第2期納期及び第3期納期については零とし、第4期納期についてはその者の普通徴収に係る個人の市民税額、普通徴収に係る個人の県民税額及び普通徴収に係る森林環境税額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第45条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収に関する特例）

第5条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第45条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税額（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税額」という。）及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税額は、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税額（附則第5条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第4

5条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税額の2分の1に相当する額（当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。）をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）は、第1期納期についてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する額と、第2期納期についてはその者の第2期分金額に相当する額とし、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間において第45条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際に特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間におけるものについてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税額から控除した残額に相当する金額（以下この項に

- において「10月分金額」という。)に相当する額と、同年12月1日から翌年の3月31日までの間におけるものについてはその者の分割金額に相当する額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額は、第1期納期については零と、第2期納期についてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する額とし、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間におけるものについてはその者の10月分金額に相当する額と、同年12月1日から翌年の3月31日までの間におけるものについてはその者の分割金額に相当する額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額は零とし、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間におけるものについてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する額と、同年12月1日から翌年の3月31日までの間におけるものについてはその者の分割金額に相当する額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額は零とし、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間におけるものについては零と、同年12月1日から翌年の1月31日までの間におけるものについてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する額と、同年2月1日から3月31日までの間におけるものについてはその

者の分割金額に相当する額とする。

- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額は零とし、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間におけるものについては零と、同年2月1日から3月31日までの間におけるものについてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する額とする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第45条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第5条の7第1項各号に規定するところにより特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税額（第1項の規定の適用があるものを除く。）は、次に定めるところによる。
  - (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税額から第45条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間におけるものについてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する額と、同年12月1日から翌年の3月31日までの間におけるものについてはその者の分割金額に相当する額とする。
  - (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控

除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間におけるものについては零と、同年12月1日から翌年の1月31日までの間におけるものについてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する額と、同年2月1日から3月31日までの間におけるものについてはその者の分割金額に相当する額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間におけるものについては零と、同年2月1日から3月31日までの間におけるものについてはその者の第45条の5第2項の規定により読み替えられた第45条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第45条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第5条の7第3項各号に規定するところにより特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第45条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第5条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第33条の3、第33条の6から第33条の9まで、附則第3条の4第2項、附則第5条第1項、附則第5条の3の2第1項、附則第5条の4及び附則第6条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(委任)

第5条の9 附則第5条の5から前条までに定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、市長が定める。

附則第7条の2第21項を削り、同条第20項を同条第21項とし、同条第19項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第18項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第7条の2第22項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第23項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条中第27項を第28項とし、第26項を第27項とし、同条第25項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第26項とし、同条第24項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第25項とし、同条第23項の次に次の1項を加える。

24 固定資産税に係る法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第7条の3の見出し中「申告」の次に「等」を加え、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10

項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、前項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、同条第3項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第8条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第5項」を「附則第19条の3第4項」に改める。

附則第8条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同項第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第9条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第9条の2を次のように改める。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第9条の2 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号。以下「令和6

年改正法」という。) 附則第 21 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第 18 条の 3 (法附則第 21 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。) の規定を適用しないこととする。

附則第 9 条の 3 を削る。

附則第 10 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「(令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第 10 条の 2 第 4 項を削る。

附則第 10 条の 3 第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「(令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第 2 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改める。

附則第 11 条中「又は第 4 項」を削る。

附則第 12 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 2 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 12 条の 3 の 3 第 1 項第 3 号中「身体障害者等」を「身体障がい者等」に改め、同項第 4 号中「重度身体障害者」を「重度身体障がい者」に、「知的障害者等」を「知的障がい者等」に改め、同項第 5 号中「身体障害者等」を「身体障がい者等」に、「重度身体障害者」を「重度身体障がい者」に、「知的障害者等」を「知的障がい者等」に改め、同項第 6 号及び第 7 号中「身体障害者」を「身体障がい者」に改める。

附則第 12 条の 7 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 5 条の 5 第 1 項及び附則第 5 条の 8 の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 12 条の 7 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 12 条の 8 第 3 項第 1 号中「とあるのは」を「とあるのは、」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 5 条の 5 第 1 項及び附則第 5 条の 8 の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 12 条の 8 第 1 項の

規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第13条第3項第1号中「とあるのは」を「とあるのは、」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) 附則第5条の5第1項及び附則第5条の8の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第14条第5項第1号中「とあるのは」を「とあるのは、」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) 附則第5条の5第1項及び附則第5条の8の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第14条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第5条の5第1項及び附則第5条の8の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第14条の3の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第5条の5第1項及び附則第5条の8の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第14条の3の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第5条の5第1項及び附則第5条の8の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の3の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第14条の3の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第5条の5第1項及び附則第5条の8の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の3の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第14条の3の4第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第5条の5第1項及び附則第5条の8の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の3の4第1

項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第14条の3の4第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第5条の5第1項及び附則第5条の8の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の3の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第15条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「附則第16条第1項、第2項」を「附則第16条第2項」に改める。

附則第15条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 4 都市計画税に係る法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第15条の2第5項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第16条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第16条の2を次のように改める。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第16条の2 令和6年改正法附則第21条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3(法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。)の規定を適用しないことと

する。

附則第16条の3を削る。

附則第17条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第18条中「第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」を「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改める。

附則第20条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同条第2項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第33条の7第1項の改正規定並びに附則第3条の4の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の改正規定 公布の日
- (2) 第54条の改正規定 令和7年4月1日  
(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の東海市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に

供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。